

災害時等における応急復旧活動等の協力に関する協定書

安中市（以下「甲」という。）と安中建設業組合（以下「乙」という。）は、市内で災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における応急復旧活動及び救助活動等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等における迅速な応急対策の実施と早期の復旧を目的として、甲が実施する応急復旧活動及び救助活動等に必要の人員並びに資機材及び物資の提供（以下「物資等の提供」という。）に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において、乙に対し物資等の提供を要請することができるものとする。

2 甲は、他の自治体で発生した災害により応援要請を受けた場合、その災害の状況に応じ、乙に対し前項に規定する物資等の提供を要請することができるものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、可能な限り物資等の提供に関し甲に協力するものとする。

（費用負担等）

第5条 甲は、甲の要請に基づき乙が提供した物資等の費用を負担するものとする。

2 前項の費用の額は、災害発生直前時における適正な小売価格等を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 甲は、乙から費用の請求があったときは、できる限り速やかに支払うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年 3月26日

甲 群馬県安中市安中一丁目23番13号
安中市
市長 岩井 均

乙 群馬県安中市板鼻2869番地2
安中建設業組合
組合長 中曽根 理